

＜概 説＞

本章で扱う親子・親権に関する家事事件には、人事訴訟事項（A）、家事事件手続法別表第2の審判事項（B）、家事事件手続法別表第1の審判事項（C）が含まれており、それぞれ手続が異なります。ABCに該当する項目の詳細及び手続の流れについては後掲＜フローチャート＞及び「事項一覧（親子・親権に関するもののみ）」を参照してください。以下、概括的に述べます。

1 人事訴訟事項（A）の手続の流れ

人事訴訟事項ですから、調停前置（家事257①）で、調停が成立する見込みが全くない場合（相手方が行方不明など）以外はまず調停を申し立て、調停が不成立になった場合に初めて人事訴訟を提起することができます。また、離縁については、調停成立が可能ですが、その他の事項については、当事者の処分を許さない事項のため、合意が成立していても調停を成立させることはできません。当事者双方が申し立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争わない場合には、家庭裁判所は、必要な調査をした上で、合意に相当する審判（家事277①）をすることができます。これは旧法上の「23条審判」といわれるものです。これに対しては、当事者及び利害関係人は、異議申し立てができます（家事279①）。家庭裁判所は、異議の申し立てに理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければなりません（家事280③）。異議の申し立てがないときは、合意に相当する審判は確定します（家事281）。この手続の流れは従来と変わりません。

2 別表第2の審判事項（B）の手続の流れ

これは従来乙類審判事項とされていたもので、家事事件手続法別表第2の審判事項ですが、調停が想定されている事項でもあります（家事244）。調停前置ではないので、いきなり審判の申し立てをするのも、まず調停申し立てをするのもどちらでも可能です（この点Aと同様に調停前置だと誤解している人も多いと思いますので注意してください）。ただ、裁判所は、いつでも職権で調停に付す（付調停といいます。）ことができます。この点は従来と変わりませんが、家事事件手続法274条では、「当事者の意見を聴いた上でとされたので、調停に付すことに当事者が強く反対すれば、審判のまま進行することになるでしょう。しかし、付調停にされることもあり、また、当事者間で合意が成立する見込みがあれば、迅速な解決にもなりますので、調停申し立てか

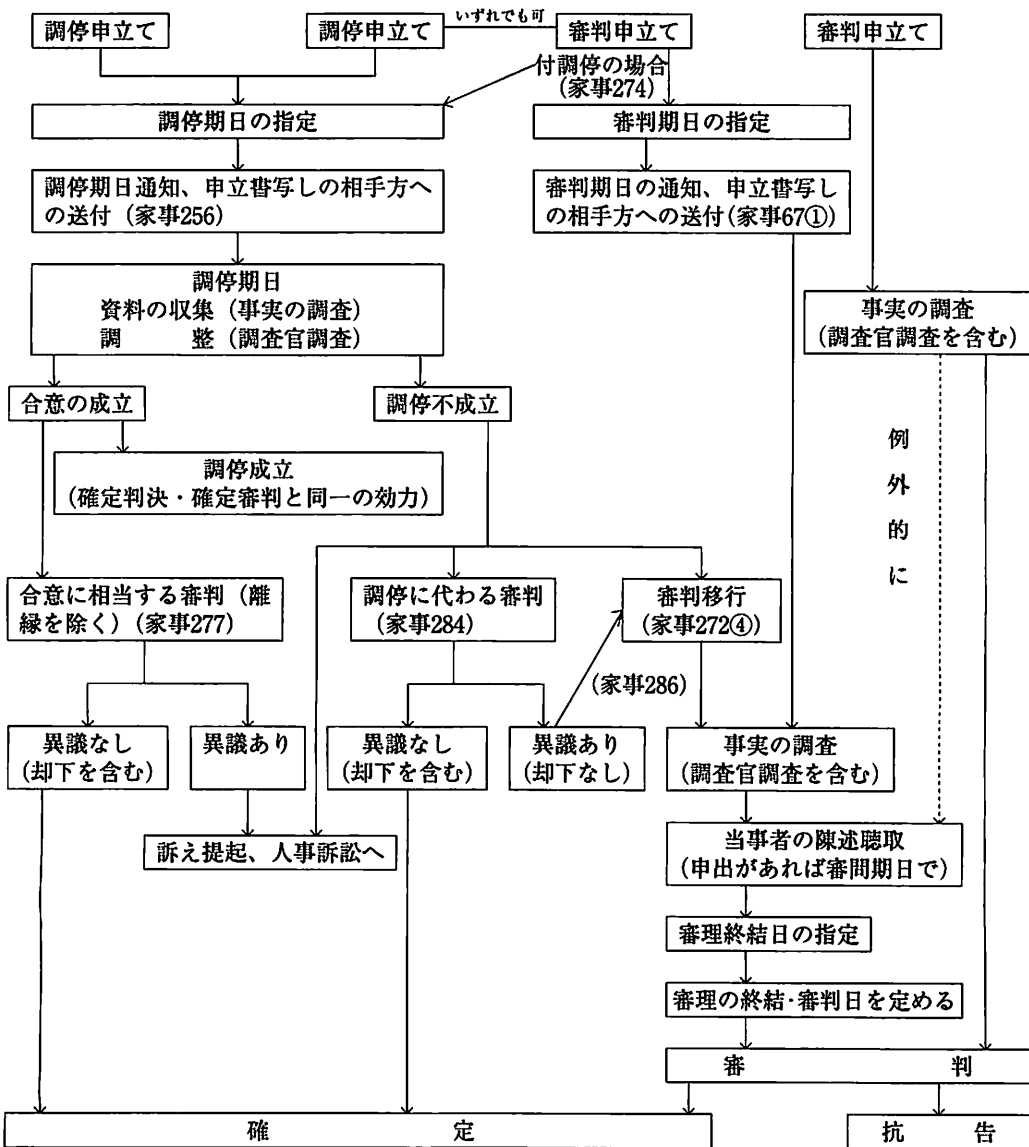
<フローチャート>

※Aコース・Bコース・Cコースに該当する事項については、後掲「事項一覧」を参照してください。
 なお、婚姻・離婚に関する手続は第4章の<フローチャート>を参照してください。

Aコース
 人事訴訟事項
 調停前置（家事257①）
 まず調停

Bコース
 別表第2の審判事項
 調停ができるが不成立の場合
 審判移行（家事244）

Cコース
 別表第1の審判事項
 調停ができず審判手続で完結
 （家事244）



例外的に

第1 推定相続人の廃除

(審判申立書)

○推定相続人廃除審判申立書 (相続開始前の場合)

受付印		家事審判申立書 事件名 (推定相続人廃除)
収入印紙	円	
予納郵便切手	円	
予納収入印紙	円	

準 口 頭	関連事件番号 平成 年(家)第	号
-------	------------------	---

〇〇家庭裁判所 御中 平成 〇 年 〇 月 〇 日	申立人手続代 理人	弁護士 〇 〇 〇 〇	印
------------------------------	--------------	-------------	---

添付書類	〔後掲 申立手続 参照〕
------	--------------

申 立 人	本 籍	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目2番地	
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目2番3号 (方)	
	フリガナ 氏 名	アノノ 太郎	昭和〇年〇月〇日生
統申 代立 理人 手	事務所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 ファクシミリ 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町123番4号 〇〇法律事務所	
	氏 名	弁護士 〇 〇 〇 〇	
き廃 除さ れる 推定 相続 人	本 籍	申立人に同じ	
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目2番3号 (方)	
	フリガナ 氏 名	アノノ 一郎	昭和〇年〇月〇日生

申 立 て の 趣 旨
甲野一郎が申立人の推定相続人であることを廃除する審判を求める。

申 立 て の 理 由
1 申立人は、別紙財産目録記載の遺産を有する。
2 甲野一郎は、申立人の長男であるが、10年前ごろから、申立人に対し、殴る、蹴る、突き飛ばす等の暴力を振るって虐待し、また、申立人の実印を盗用して申立人名義で金員を借入するなどの非行を繰り返してきた。 このような甲野一郎には家業を継がせることも財産を相続させることもできない。
3 よって、甲野一郎を申立人の推定相続人から廃除するため、本申立てに及んだ。
以 上

申立手続

申立権者	被相続人（民892）
管 轄	被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所（家事188①）
申立費用	① 収入印紙800円（民訴費3①・別表1⑤） ② 予納郵便切手〔各裁判所の定めによります。〕
添付書類	① 申立人の全部事項証明書（戸籍謄本） ② 廃除されるべき推定相続人の全部事項証明書（戸籍謄本） ③ 申立人の住民票 ④ 財産目録 ⑤ 廃除事由の証明資料（申立人の陳述書等） ⑥ 申立書の写し ⑦ 手続委任状 〔その他各裁判所の定めによります。〕

審判手続

1 根 拠

推定相続人が、被相続人に対して虐待、重大な侮辱をし、若しくは推定相続人に著しい非行があった場合に、被相続人が、生前に、家庭裁判所に対して、当該推定相続人の廃除を請求し、廃除の審判を求める申立てで（民892）、家事事件手続法別表第1の86項の審判事件です。旧法では乙類審判事項でしたが、新法で別表第1の事項とされました。これは、別表第2の事項は、調停ができる事項で任意処分を許すものですが、相続人の廃除は任意処分が許されない事項と考えられるからです。ただし、廃除される推定相続人にとっては重大な結果を与えますので、別表第2並みの厚い手続保障がされています。別表第1の事件ですので調停はできません。

2 手続の流れ

(1) 申立人の手続行為能力

申立人（被相続人）が、成年被後見人になるべき者及び成年被後見人、被保佐人、被補助人の場合であっても、本人が手続をすることができます。廃除請求は一身専属権の性格を有することから、被相続人本人による手続行為能力を認めたものです（家事188②による同118の準用）。

○子どもの手続代理人選任申出書（上申書）

子どもの手続代理人選任申出書（上申書）

○○家庭裁判所 御中

平成○年○月○日

申出人手続代理人

弁護士○○○○ ㊟

申立人甲野春子、相手方甲野太郎間の御庁平成○年（家イ）第○○○○号夫婦関係調整調停事件について、以下の理由により未成年者を審判手続に参加させるのが相当であり、そのために職権で弁護士を手続代理人に選任されたく上申する。

記

申立人は相手方に対し離婚を求めているが、当事者間で離婚そのものは合意ができていないものの親権者については双方が譲らず対立している。本件では既に調査官調査で相手方である父親の未成年者の監護養育について特に問題はないとの結果が出されている。しかしながら、申立人は相手方の近所の者から相手方が大声をあげて未成年者を罵倒しているとの情報を得ているので、未成年者への虐待があるのではないかと危惧しているところである。

ところで、本件調停で親権者が申立人と定められるか相手方と定められるかにつき未成年者は直接の影響を受ける者である。そして、未成年者は既に12歳になっており、意思能力があり、手続行為能力があるので、本件調停手続に利害関係参加をさせ、未成年者自身の意思を手続に反映させることが相当であると考えます。

そこで、未成年者を調停手続に参加させるためにも職権で弁護士を未成年者の手続代理人に選任されたい。

記載上のポイント

- 1 意思能力ある子ども（未成年者）が家事事件手続に参加することが可能となりました（家事42①②）。未成年である子どもに限らず手続行為につき行為能力の制限を受けた者も特定の事件については手続行為能力が認められますが、その際、裁判長